

第2次 京丹後市行財政改革大綱

—京丹後市の更なる発展と持続可能な行財政運営の推進—

平成 21 年 12 月

京丹後市

はじめに

平成16年4月に旧6町が合併し誕生した京丹後市は、新たな行財政運営を進めるため、市民との協働の推進、財政の健全化、合併による課題の解消など様々な改革に取り組んできました。

その指針となった京丹後市行財政改革大綱の推進期間が、平成21年度をもって満了します。このため、京丹後市の更なる発展、また、京丹後市まちづくり基本条例の基本理念に沿って市民の皆さんがど真ん中に座った市政の実現に向け、新たな大綱を策定し、引き続き行財政改革に取り組む必要があります。

こうしたことから、将来の財政状況を見据えて、持続可能な行財政運営の推進と、市民満足度の更なる向上を図るために、京丹後市行財政改革推進委員会でのご審議や答申内容に基づき、「第2次京丹後市行財政改革大綱」を策定しました。

今後、この大綱に基づき具体的な推進計画を定めていきますが、明日の京丹後市の飛躍を願って、市民の皆様と市が一丸となってお互いが知恵を出し合いながら、生き生きとしたふるさとを築くための行財政改革を進めてまいりましょう。

平成21年12月

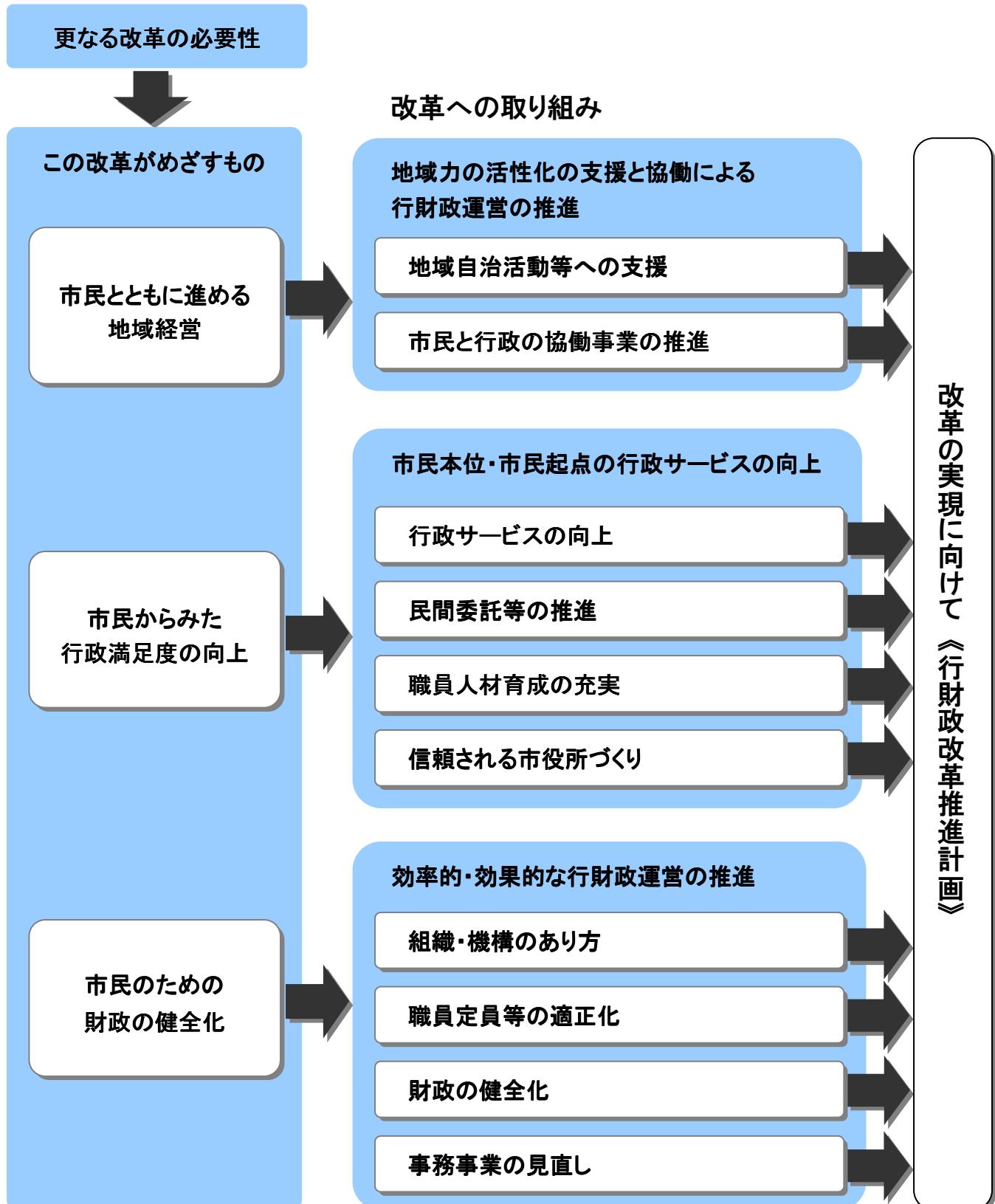
京丹後市長 中 山 泰

目次

第1章 京丹後市の更なる発展と持続可能な行財政運営の推進に向けて	1
第1節 更なる改革の必要性	1
第2節 この改革がめざすもの	2
1 市民とともに進める地域経営	2
2 市民からみた行政満足度の向上	2
3 市民のための財政の健全化	2
第2章 改革への取り組み	3
第1節 地域力の活性化の支援と協働による行財政運営の推進	3
1 地域自治活動等への支援	3
2 市民と行政の協働事業の推進	3
第2節 市民本位・市民起点の行政サービスの向上	4
1 行政サービスの向上	4
2 民間委託等の推進	4
3 職員人材育成の充実	4
4 信頼される市役所づくり	4
第3節 効率的・効果的な行財政運営の推進	5
1 組織・機構のあり方	5
2 職員定員等の適正化	6
3 財政の健全化	7
4 事務事業の見直し	9
第3章 改革の実現に向けて	10
1 大綱の推進期間	10
2 行財政改革推進体制と進行管理	10

『大綱の体系』

京丹後市の更なる発展と持続可能な行財政運営の推進に向けて



第1章 京丹後市の更なる発展と持続可能な行財政運営の推進に向けて

第1節 更なる改革の必要性

現在の京丹後市は、地方分権化、少子高齢化などへの対応とともに、依然として厳しい経済情勢のもと、産業・雇用対策への重要性が増すなど、様々な分野で効果的な取り組みを進めていかなければならない状況にある。

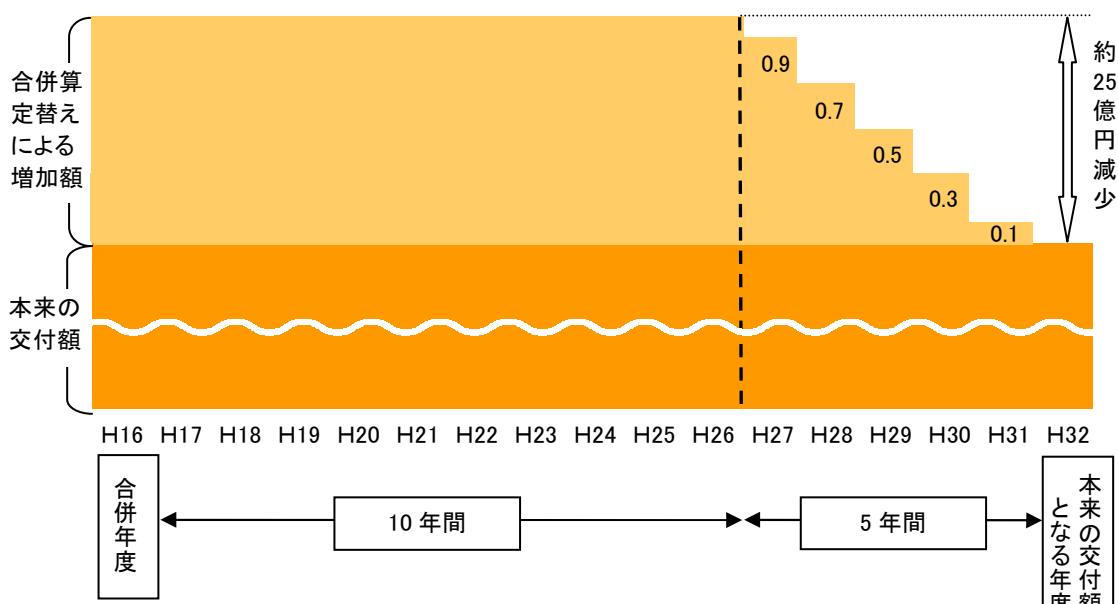
こうした中で、特に念頭に置く必要があるのは、5年後、10年後における京丹後市の財政である。合併団体への国の財政支援策として受けている合併特例事業債の適用は、平成26年度をもって終了する。加えて、平成27年度から普通交付税の算定方法が、旧6町分から京丹後市本来分へ移行し、併せて、普通交付税は、平成27年度から5年間で段階的に減額し、平成32年度に本来の額となることが見込まれており、一層厳しい状況が想定される。

このような状況を見据えると、この5年間は非常に重要な期間であり、改革への取り組みが、将来の京丹後市の行財政運営に大きな影響を及ぼすことになる。

このため、現行の行財政改革大綱の成果を踏まえ、これまでの取り組みを継続・発展させながら、行政が市民に対して総合的な責任を果たすことができるように、市民の声を広く聴きながら市民とともに更なる改革を行うための「第2次京丹後市行財政改革大綱」を策定して、行財政運営の指針とするものである。

合併後の普通交付税の見込み（イメージ）

京丹後市は、平成16年4月1日に合併したので、平成26年度までは、合併前の交付税額が交付され、平成27年度から平成32年度まで段階的に減少し、平成32年度より京丹後市本来の普通交付税額となり、平成26年度と比較すると約25億円の減少が見込まれる。



※ 普通交付税は、算定基準の要素である人口などの増減により変動する。

第2節 この改革がめざすもの

1 市民とともに進める地域経営

市民とともに地域経営を進める。地域経営とは、住民、自治組織、事業者、事業者団体、NPO、行政など、地域で暮らし活動している多種多様な人々が、価値観の違いを踏まえながらも合意形成を図りつつ、地域の課題とビジョンを共有し、その解決と実現に向かって実践していく住民自治のことである。

京丹後市の多くの地域では、過疎化や少子高齢化の進行、市民の価値観やライフスタイルの多様化により、様々な課題が生じており、これらの課題解決を図るうえで、地域経営の観点は非常に重要である。

このため、市民と行政が目的を共有し、理解・協力し合い、それぞれの役割を認識し共に取り組む「協働」の概念を踏まえ、市民と行政がどのようにして協働していくのか、市民と行政が知恵を出し合いながら、地域経営を推進し、市民にとってより良い地域の実現、市民の豊かな暮らしの実現をめざす。

2 市民からみた行政満足度の向上

行政は市民のためにこそある。市民の期待に応える市政を推進するため、市民本位・市民起点という観点を基本とし、知恵と工夫により、便利さ、分かりやすさ、親切さが実感できる行政サービスの提供に努める。

また、民間委託等の推進、職員の能力開発等を図ることにより、さらに行政サービスの質を高め、市民満足度の高い行財政運営を推進する。

加えて、当然のことであるが、法令遵守の徹底等を一層図り、市民から信頼される市役所づくりを推進する。

3 市民のための財政の健全化

財政は市民のためのもの、市民を目線に据えて営むものである。合併による財政の効率化を図ることと併せ、歳出規模の抑制等財政の健全化を推進してきたが、地域経済の低迷と地方分権化の推進等により、依然として財政は厳しい状況にある。

こうした中にあって、平成26年度以降は合併の特例措置が段階的に終了するため、本市の財源確保は極めて厳しくなると予想される。

これらに対応するため、積極的な財源確保に努めながら中長期的な視点から歳出の抜本的な見直しにより、歳入に見合った財政運営の転換に取り組む。また、財政健全化法や公会計制度に基づく情報公開等により一層の透明性を高めるとともに市民の知恵や能力を活用しつつ、効率的な行財政運営を実現し、財政の健全化を推進する。

第2章 改革への取り組み

第1節 地域力の活性化の支援と協働による行財政運営の推進

1 地域自治活動等への支援

(1) 協働に向けた育成支援

地域の過疎化や少子高齢化の進行、市民の価値観やライフスタイルの多様化に伴い、自治組織等の活動に影響が及んでいる。このため、人的な支援を行う制度を検討するとともに、地域の人材育成や地域再生活動等の促進を図る。

(2) 行政の支援体制の整備

地域づくりを支援するためには、市民との対話により、地域の現状や課題を的確に把握することが重要であることから、行政が積極的に地域へ出向く体制を検討する。

2 市民と行政の協働事業の推進

(1) 市政参加の環境づくりの充実

市政情報の周知に当たっては、「市民にわかりやすい」ということに重点を置くことを徹底するとともに、市ホームページ等を積極的に活用する。

また、審議会等の会議の公開、行政懇談会の開催など様々な取り組みを今後更に推進し、より市民が市政に参加しやすい環境をつくる。

(2) 協働事業の推進

公共サービスの様々な分野において、市民の意向を反映した効果的な協働の取り組みが行えるよう、市民から協働事業提案を受け、事業実施につなげる仕組みをつくる。

また、災害時応援協定など既に締結している協定の継続・充実を図るとともに、新たな分野でも連携・協働することで効果が得られる事業がないか、不斷に事務事業の点検を行う。

第2節 市民本位・市民起点の行政サービスの向上

1 行政サービスの向上

(1) 便利で分かりやすい行政サービスの提供

行政コストと効果の両方を考慮しながら、市民の視点にたって、便利で分かりやすい行政サービスの提供に努める。

(2) 親しみやすい市役所づくり

親切で、迅速かつ適切な対応の徹底を図るなど、職員の接遇改善等を全庁的な運動として引き続き取り組み、市民が親しみやすい市役所づくりを推進する。

(3) 職員の意識改革

「職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務する」という地方公務員としての職務を再認識し、市民本位・市民起点の原点に立つとともに、職員個々の業務目標・改善目標を持つなど意識改革を推進する。

2 民間委託等の推進

市が事業主体の業務であっても、事務事業の必要性及び公と民との役割分担を見極める中で、「民間で実施するほうが効率的・効果的に業務執行ができるものは民間に任せる」ことを基本に民間委託を推進し、行政サービスの向上を図る。また、指定管理者制度導入施設の拡充と、より効果的な運用に努める。

京丹後市が100%出資して設立した「京丹後市総合サービス株式会社」は、行政サービスを補完・代行する会社として発展させ、地域の雇用拡大、地域経済の活性化を図る。

3 職員人材育成の充実

(1) 職員の資質向上と能力開発

職員の資質向上と能力開発に努め、各種研修を充実し、意欲と行動力を持つて地方分権型社会で活躍できる人材を育成する。

(2) 人事評価制度の充実と人材育成

人事評価制度を充実させ、職員が意欲や能力を職務に最大限に発揮できるような仕組みをつくり、組織の活性化及び行政サービスの向上に資する。

4 信頼される市役所づくり

市民との情報共有に一層努め、行財政運営の透明化を図ることにより、市民に開かれた市政を推進する。また、公務員倫理、法令遵守等の徹底を図り、市民に信頼される市役所づくりを推進する。

第3節 効率的・効果的な行財政運営の推進

1 組織・機構のあり方

(1) 効率的な行政サービスの提供が可能な組織体制の構築

市民ニーズが高度化・多様化し、地方分権が進展する中で、職員数を考慮しながら、不斷に組織の見直しを行い、効率的な行政サービスの提供が可能な組織体制を構築する。

また、市民局については、市域が広いことから市民の利便性及び行政の効率性を考えた体制整備を進めるとともに、市民と行政が協力して地域づくりを推進する体制づくりや運営の工夫に努める。

(2) 迅速で機能的な機構の構築

機構については、政策執行の推進及び行政サービスの提供において、的確な人数、適切な事務内容となっているかを検討し、その体制に応じた人員配置、事務の配分等を行う。

また、市民ニーズを把握しながら、社会情勢や多様な行政需要に対し、迅速かつ柔軟に対応できることを基本に、トップマネジメントが有効に機能する機構を構築するとともに、組織横断的な取り組みを一層推進できる体制づくりに努める。

(3) 行政関連施設の見直し

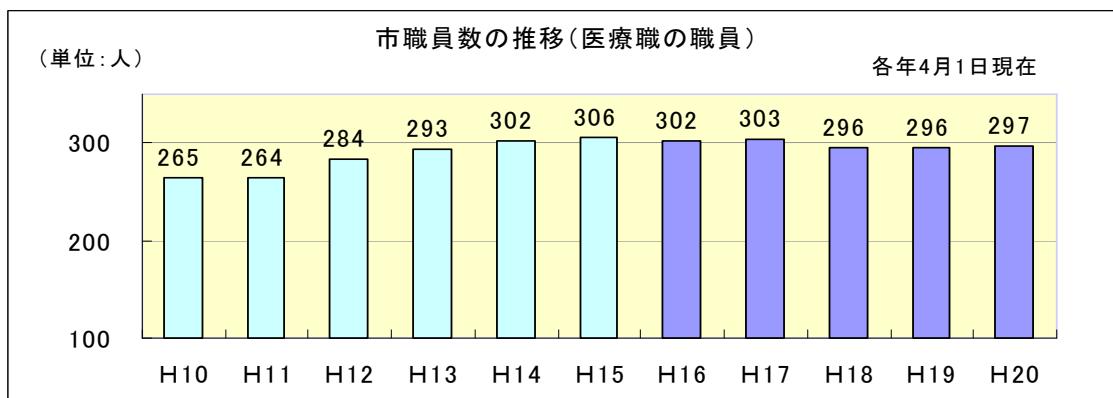
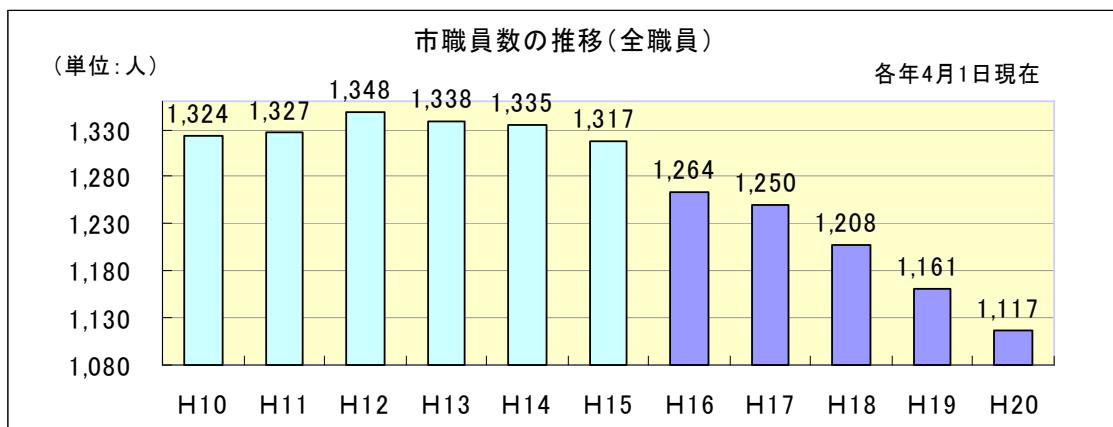
保育所、学校等の行政関連施設の再配置にあたっては、その施設の設置目的や必要性について、市民の意見を十分に聴き、丁寧な説明により理解を得ながら進める。

2 職員定員等の適正化

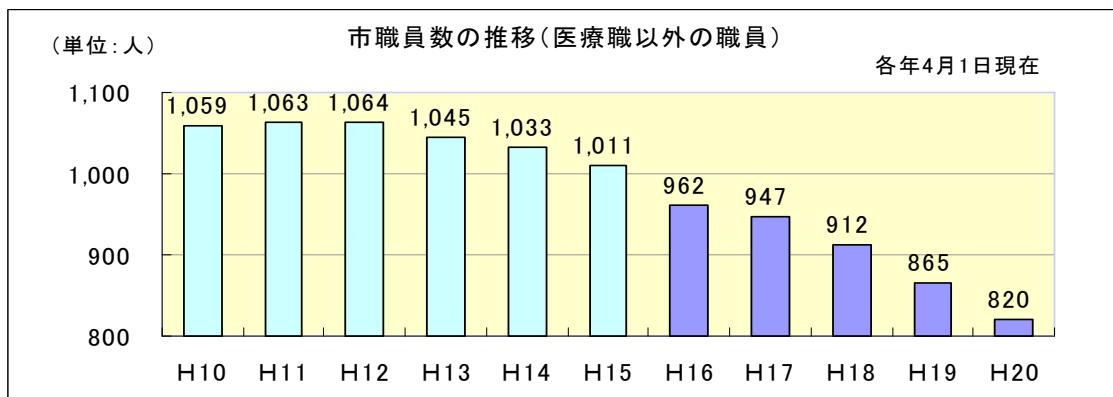
(1) 定員適正化計画の推進

一般行政部門（議会・監査委員・農業委員会部局を含む）及び特別行政部門（教育委員会部局・消防本部）の定員については、積極的に定員の適正化に努める。

また、職員定員の算定にあたっては、将来の京丹後市の行財政全般を見据えたうえで、行政事務のアウトソーシングや組織を支える職員構造のあり方を検討して財政の健全化と行政サービス向上の均衡を保ちつつ、適正な定員を設定する。



※ 医療職の職員は、医師、医療技術職員、看護師などである。



※ 医療職以外の職員は、事務職員、保育士、消防職員、調理員などである。

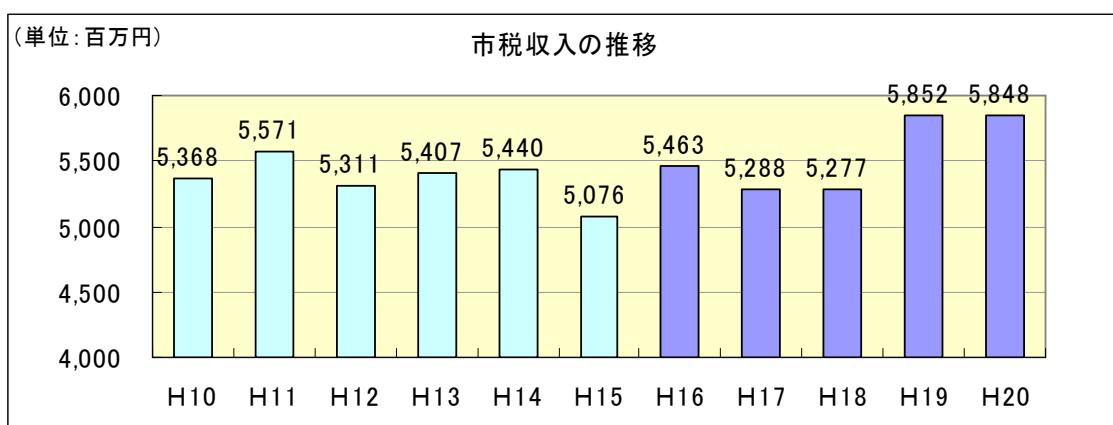
(2) 職員給与の適正化

職員給与については、国家公務員に準拠しながら業務の性格や内容を踏まえ、必要に応じて見直しを行い適正化に努める。

3 財政の健全化

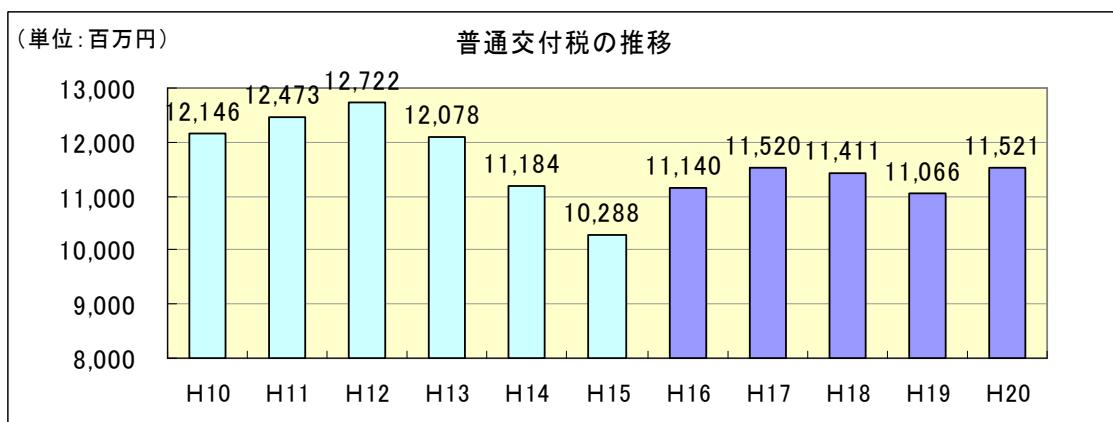
(1) 積極的な財源確保

京丹後市においては、財源の確保は継続的な課題である。そのため、税・料の収納強化、市有財産の売却及び貸付等の有効活用を図るほか、新たな財源確保を積極的に推進する。また、地域産業の振興、企業誘致等による税源の確保にも努める。加えて、京都地方税機構による税の徴収業務を支援する。



※ H15は、合併に伴う打ち切り決算による。

※ H19は、定率減税の廃止、税源移譲の制度変更による。



(2) 行財政運営のスリム化

普通交付税等の合併による特例加算の終了期限を間近に控え、歳入の減少に合わせた歳出規模の抑制が大きな課題であり、事務事業の選択等による財政規模のスリム化が必要不可欠である。

そのため、行政の役割・責任を見直し、市民に理解と協力を得ながら、聖域にとらわれない事務事業の見直しとスクラップ、定員の適正化による人件費の削減、民間委託の推進、公共施設の統廃合を含めた総合的な見直しなど徹底的な行財政運営の効率化と適正化を図り、平成32年度以降を踏まえた歳出規模抑制の道標を作成する。

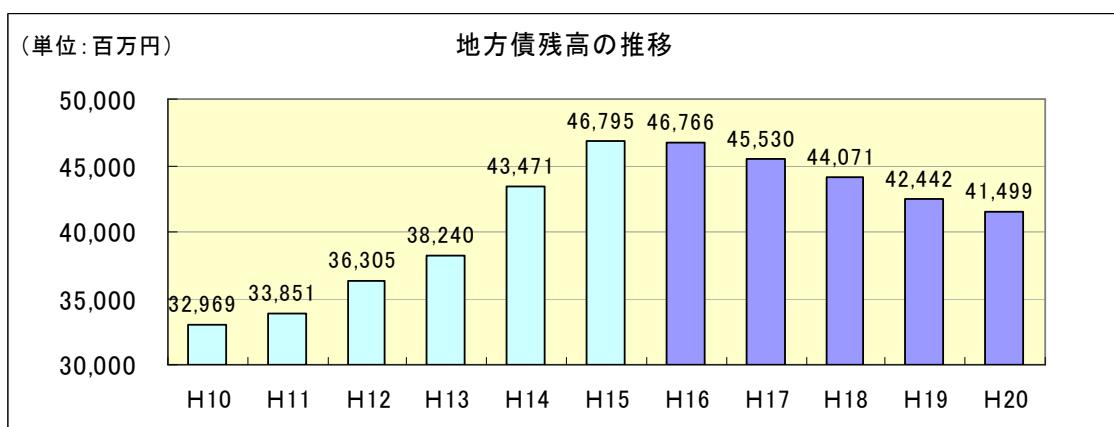


※ H15までの数値については、旧6町の合算であり、一部事務組合を含んでいない。

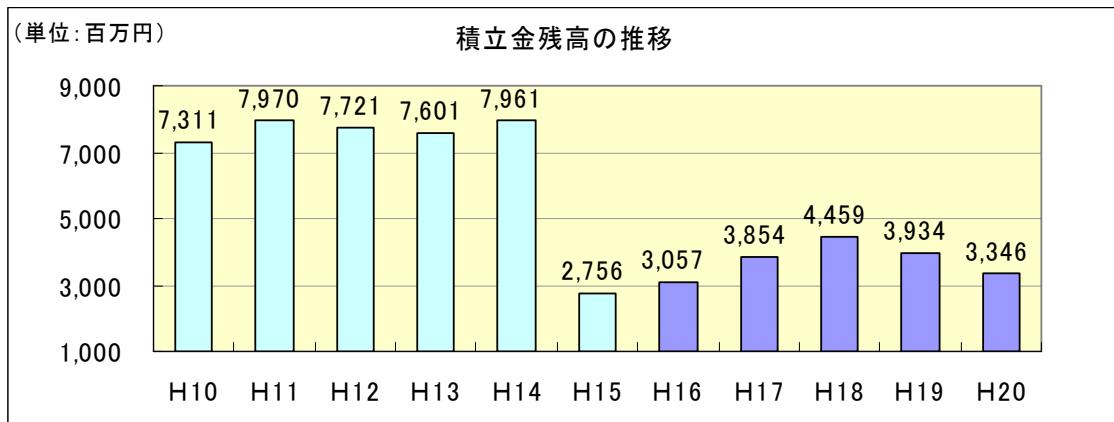
(3) 財政計画の策定と新地方公会計制度を踏まえた情報公開による透明性の向上

学校・保育所の耐震化と再編整備、環境衛生施設の老朽化対策等大型事業の課題が山積する状況下において、中長期的な視点に立った財政計画を策定する。

また、財務管理体制の強化を図り、財政健全化法及び新地方公会計制度改革に基づく財政の分析による健全化への取り組みと市民にわかりやすい表現での情報公開によって、透明性の高い財政運営を推進する。



※ H15までの数値については、旧6町の合算であり、一部事務組合を含んでいない。



※ H15までの数値については、旧6町の合算であり、一部事務組合を含んでいない。

(4) 予算システムの改革

財政状況が厳しくなる中、歳出規模抑制をより推進するため、予算編成については、今までの要求額の単純な積み上げ方式ではなく、限られた財源の中で有効に予算配分が出来るシステムの導入のあり方について検討する。

(5) 地方公営企業等の経営健全化

上下水道事業及び市立病院等の経営は、一般会計からの繰出金等市の財政運営に大きな影響を及ぼすため、その経営健全化は本市の大きな課題である。これら地方公営企業について、経営の総点検を行い事務事業の見直し、民間的経営手法の導入、収益増加への取り組み等により経営健全化を図る。

なお、下水道事業については、経営の健全化に向け、まず、接続への普及推進に一層努めるとともに、利用者負担のあり方について早急に検討する。

4 事務事業の見直し

限られた財源の中で、市民サービスの維持・向上に留意しつつ、市民と行政の役割分担、有効性・公平性等の観点を基に事務事業を見直す。

また、行政評価制度を充実させ、効果的に事務事業の見直しを進め、効率的な行政財政運営を図る。

第3章 改革の実現に向けて

1 大綱の推進期間

大綱の推進期間は、平成 22 年度から平成 26 年度の 5 年間とする。

2 行財政改革推進体制と進行管理

市民の意見を反映するため、行財政改革推進委員会での審議、意見を踏まえながら、行財政改革推進本部を中心に、本市の行財政改革を推進する。

大綱の推進にあたっては、速やかに推進計画を策定し、毎年度、進行状況を点検・評価するとともに、定期的に委員会に報告し、その意見を踏まえて、必要な見直しを行う。あわせて、実施状況を市議会や市民へ公表する。